

狹山市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第4条に基づき、狹山市に在住、在勤または在学するもので、体育・スポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの、およびスポーツ界で優秀な成績をおさめた者に対するスポーツ賞をおくり、その栄誉を顕彰するため必要な規定を定めるものとする。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞または優秀団体賞
- (3) 奨励賞

(選考基準)

第3条 スポーツ賞の選考基準は次のとおりとする。

- (1) 功労賞は次の各号のいずれかに該当するもので、いまだ表彰を受けていないものに対して行う。
 - ① 体育・スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
 - ② 多年体育・スポーツの指導に精励し著しく功績があり他の模範であるもの。
 - ③ 地域社会や職場職域における体育・スポーツの普及・発展に寄与しているもの。
 - ④ 多年加盟団体の代表として、その普及・発展に努力しているもの。
- (2) 優秀選手賞は、市内在住・在勤・在学の運動選手（またはチーム）で特に、優秀な技量を發揮して模範と認められるもので、文部科学省、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、各都道府県におけるスポーツ協会及びそれぞれの協会に所属する団体が認めた大会において、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ① 全県的規模をもって実施される大会（埼玉県大会等）において優勝または準優勝したもの。
 - ② 関東大会規模の大会において3位までに入賞したもの。
 - ③ 全国大会以上に出場し、3位までに入賞したもの。
 - ④ オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に出場したもの。
 - ⑤ 日本記録及び日本タイ記録を樹立したもの。
- (3) 奨励賞は、狹山市内に在住・在学する児童生徒（または児童生徒で構成したチーム）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ① 各都道府県におけるスポーツ協会及びそれぞれの協会に所属する団体が主催又は共催する全県的規模をもって実施される大会（埼玉県大会等）において3位に入賞したもの。
 - ② 日本代表及び埼玉県代表、又はこれに準ずるものとして、関東大会規模以上の大会に出場したもの。

(候補者の推薦)

第4条 スポーツ賞の該当者については、協会加盟団体の長及び学校長が様式1から様式3の推薦書を記載して協会長に推薦するものとする。

(受賞者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについて選考委員会において決定し理事会に報告するものとする。

2 選考委員は次のとおりとする。

- (1) 協会長
- (2) 副協会長
- (3) 理事長
- (4) 副理事長
- (5) 会計

(表 彰)

第6条 表彰は当該年度末に行う。ただし、全市民を対象とする体育・スポーツ行事の際表彰を行うこともできるものとする。

第7条 表彰は賞状を授与して行う。ただし金品を加授することができる。

第8条 本規程は理事会の同意を得て変更することができる。

附 則

本規程は昭和51年 5月11日から施行する。

本規程は平成22年 5月 7日から施行する。

本規程は平成24年 5月11日から施行する。

本規程は平成27年 5月21日から施行する。

本規程は令和 2年12月 1日から施行する。

本規程は令和 3年12月10日から施行する。

本規程は令和 7年12月18日から施行する。